

地方公共団体が 補助金事業として復旧 自然公園等施設災害復旧事業費補助金

1 補助対象となる災害

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害

※公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351号）第2及び第3の第1項に準じて取り扱う

2 交付対象事業

補助金の対象となる事業は次の施設の災害復旧事業

※災害復旧事業とは、施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む）ことを目的とするもの（原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなす）

国立公園、国定公園及び長距離自然歩道

道路（車道、自転車道、歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、栈橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設（国立公園又は国定公園については、公園事業として実施するものに限る）

補助対象から除外される事業

- 1箇所の災害復旧事業に要する経費が、道路にあっては400千円未満、その他の施設にあっては1,200千円未満のもの
- 事務所、倉庫、公舎等の施設
- 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- 維持工事とみられるもの
- 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業

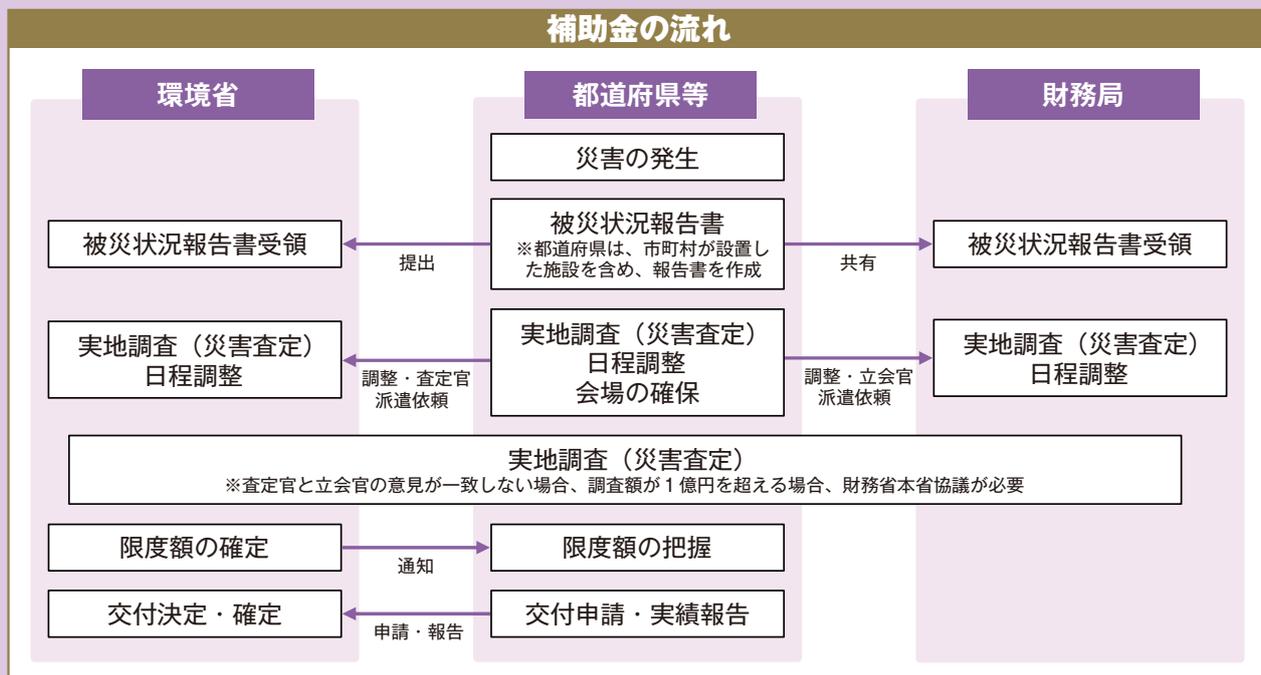
3 事業主体

都道府県のみならず市町村も事業主体となって実施することが可能

補助金の活用にあたっては、現地調査（災害査定）による補助対象額の算定が必要

- 災害復旧事業の実施に先立ち、都道府県は、市町村が設置した施設を含め、被害状況を把握し、その被害の概況、被害額、その他参考となる事項について、被災状況報告書を作成し、環境大臣あてに提出
- 環境省は被災状況報告書について、財務局による立会の上、現地調査（災害査定）を行い、国庫補助対象額を算定

4 補助金の交付



実地調査 (災害査定) の様子



5 補助率・地方財政措置

- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の激甚災害として指定された災害に対し同法第3条の規定が適用される区域における災害復旧事業
補助率：3分の2 地財措置：地方負担額に補助災害復旧事業債を充当可能
- ・ 上記以外の災害復旧事業
補助率：2分の1 地財措置：地方負担額に一般単独災害復旧事業債を充当可能

		補助災害復旧事業債 地方負担分の100%まで起債可能
激甚災害※1	自然公園等施設災害復旧事業費 (事業費 × 補助率 2/3)	元利償還金の95%を交付税措置
		一般単独災害復旧事業債 地方負担分の100%まで起債可能
激甚災害以外※1	自然公園等施設災害復旧事業費 (事業費 × 補助率 1/2)	元利償還金の47.5~85.5%※2を 交付税措置

※1 自然公園等施設災害復旧事業費補助においては、国立公園、国定公園等、都道府県、市町村の別にかかわらず支援内容は同じ
 ※2 財政力補正により措置率が変動